

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年6月15日

新型コロナ作業部会確認 令和3年6月16日

事業名 【コロナ対策経費】公共交通不使用に伴う代替輸送サービス（TCT サービス）に係る業務委託等

案件名 【コロナ対策経費】公共交通不使用に伴う代替輸送サービス（TCT サービス）に係る業務委託等

確認の視点	東京都の見解	備考	
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 当該委託に係る経費負担は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として、滞在時に公共交通機関の利用を制限された、大会関係者の移動手段として専用車両を調達するものであり、令和2年12月4日の合意に基づくが、公費負担は調整事項としている。 		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、組織委員会が大会関係者に係る輸送及びオペレーション等業務全般を担うこととなっている。 大会運営の一環として行う事業であることから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。 組織委員会が一括して実施することで、関係各部門との調整など意見の反映が可能であり効率的である。これまでも、大会関係者に係る業務は組織委員会が一括して実施してきており引き続き実施する方が効率的、効果的である。 		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、新型コロナウイルス感染防止策を実現するため、滞在時に公共交通機関の利用を制限された、大会関係者の移動手段として専用車両を調達するものであり、不可欠な事業である。 新型コロナウイルス感染症対策調整会議において整理された中間整理に基づき「密閉・密集・密接の回避」の対策を実施するものであり、公共交通機関の不利用についてはプレイブックにも記載されている。 本委託は、入国後14日間経過しておらず公共交通機関を利用できない大会関係者を輸送するための専用車両を調達するものであり、新型コロナウイルス感染防止策を実現するために必要な内容であることを確認している。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格については、見積結果や公共設定単価との比較を行った上で、妥当性を確認した。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された仕様書、内訳書等により積算内容や金額等を確認し、納得性があると判断した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であるが、既存経費とコロナ経費の負担按分は調整事項としている。業務内容を精査の上、経費の妥当性を確認できた場合に、整理された按分に応じて合意に基づき公費負担とする。 ・以下項目について、執行にあたっては、運用や事業の妥当性について報告を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①各競技会場等乗降が発生する拠点において TCT サービスの乗降場を設定すること。 ②TCT サービスの予約から乗車までの具体的な運用体制について速やかに確立すること。 ③TCT バウチャーの利用について、指定タクシー以外は利用不可、14 日以降は利用不可や譲渡などの禁止について徹底すること。 		